

令和4年度埼玉県介護施設・障害児者施設等ハラスメント相談窓口設置事業 業務委託における企画提案募集要項

1 目的

埼玉県内の介護施設等及び、埼玉県内の障害児者施設等から、利用者・利用者家族等の暴力行為、迷惑行為やハラスメント等（以下、「暴力・ハラスメント等」という。）について相談を受ける専用窓口を設置することで介護施設等職員及び障害児者施設等職員が安心して勤務できる環境を整備する。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

- ・令和4年度埼玉県介護施設・障害児者施設等ハラスメント相談窓口設置事業

（2）委託業務の内容

- ・別添の仕様書のとおり

（3）委託期間

- ・契約締結の日から令和5年3月31日

（相談窓口は契約締結後速やかに設置する（目安は令和4年12月1日ごろ））

（4）委託料

- ・金3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（委託料のうち、高齢者福祉課 3,168,000円

障害者支援課 792,000円）

3 応募資格

次の（1）から（7）に該当する者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- （4）募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- （5）募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- （6）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき

税金を滞納していない者

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、運営内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 説明会は行わず、受託希望者から提出された企画提案書に基づき選定を行う。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

・令和4年10月26日（水）午後5時15分必着

(2) 提出方法

・質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。なお、送信後必ず電話で着信確認をすること。

<提出先>埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

(E-Mail) a3240-18@pref.saitama.lg.jp (電話) 048-830-3232

(3) 回答

・質問者の法人名等を伏せた上で、令和4年10月28日（金）までに電子メールで回答する。また、この募集要項を掲載している県ウェブサイトページに、回答を掲載することがある。

6 企画提案書等の提出

- ・受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。
- ・なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ・企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式1を表紙とすること）

・企画提案書の様式は任意とする。

・企画提案書の作成にあたっては、仕様書の内容を踏まえ、主に次の項目について提案すること。

(ア) 基本方針

- ・本業務を実施するまでの基本方針及び特に重要と考えるポイントを記載すること。

(イ) 実施体制

- ・仕様書の記載内容を踏まえ、具体的な相談窓口の運営体制を提案する。
- ・法的な相談があった場合にどのような対応ができるかも提案すること。

(ウ) 実施スケジュール

- ・仕様書の記載内容を踏まえ、具体的な相談窓口の運営のスケジュールを提案すること。

(エ) その他

- ・過去に受託した同種の業務を踏まえた経験や独自の知見。
- ・仕様書に上乗せで行う提案や仕様書と異なる提案。 など

イ 委託料の見積書

(ア) 「2 (4) 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合算額（委託料の総額）を明記すること。

(イ) 経費の内訳表（高齢者福祉課分、障害者支援課分を分ける）も併せて作成すること。

(ウ) 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

ウ 法人の概要がわかるもの（事業実績、組織図、パンフレット等）

エ 定款の写し及び登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの。写し不可)
又はこれらに準ずるもの。

オ 納税証明書（写し不可。提案日前3か月以内に発行されたもの）

法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類。

カ 3 応募資格 (1) から (6) に該当する旨の誓約書（様式2）

7 企画提案書の提出

(1) 提出部数

- ・5部（正本1部、副本4部）

(2) 提出方法

- ・以下ア又はイにより提出する。

ア 持参（埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当）

※土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 書留郵便（郵送先は下記「12 問合せ先及び書類の提出先」のとおり）

(3) 提出期限

- ・令和4年11月4日（金）午後5時15分

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

8 選考結果

令和4年11月中旬を目途に文書にて通知する。

9 その他

企画提案書等を提出した者が1者のときは、委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

10 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

11 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3232

e-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部高齢者福祉課長に届け出ること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。